

◎第19期285回隱岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：小中、葛西、安部、仁田、濱田、吉田、森、影原委員

欠席委員：扇谷、田中委員

開催日時：平成22年12月14日（火） 13:40～15:40

開催場所：隱岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

## 議題

### 1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

国の基本計画変更に併せて県の計画を変更することについて諮問がされました。今回変更する基本計画は、排他的経済水域における漁獲可能量（TAC）を定めた計画です。以下報告された変更点です。

- ・統計数値更新
- ・平成23年漁期知事管理量の設定

第一種特定海洋生物資源の種類	平成22年漁期の知事管理量	平成23年漁期の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	13,000トン	※1
まあじ	38,000トン	37,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	※1

※1：まさば及びごまさば、並びにずわいがにについては漁期が7月からのため、期間の直近に設定する。

- ・平成23年漁期の中型まき網漁業への知事管理量の設定

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成22年漁期の知事管理量	平成23年漁期の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	12,000トン	※2
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	34,000トン

※2：まさば及びごまさばについては漁期が7月からのため、期間の直近に設定する。

委員からは、マアジの漁獲可能量が1,000トン減ったこと、制限を超えた際の対応等について質問がされました。

県からは、国全体の漁獲可能量が減少したことにより本県でも漁獲可能量が減少したこと、また制限を超えるようになった際には、国が事前に確保してある留保枠への申請を行うとの回答がされました。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

### 2. 次期（第6次）島根県栽培漁業基本計画について（協議）

第5次計画（平成17年度から平成21年度）に代わる第6次計画の方針案が国から示されたので、この方針をふまえて島根県の計画素案が以下のとおり策定されましたので、このことについて事前協議がなされました。

#### 計画概要

- ①水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- ・資源造成への取組強化

放流魚の漁獲だけではなく、親魚を獲り残すことによって放流魚を親とした再生産能力の活用等、資源造成型の栽培漁業への取り組みを推進する。

- ・対象魚の重点化と効率的な栽培漁業の推進

多魚種・少量・分散放流とならないように、効率的な放流を行う。

- ・広域種（マダイ・ヒラメ等）の推進体制  
隣接県にも移動する広域種については、関係県との連携や共同推進体制構築を検討。
- ・栽培漁業に関する県民理解の醸成と普及

水産物の安定供給に加え、種苗放流や育成を通じた自然環境の保全や児童・小学生等への教育の場の提供、遊漁・観光振興への貢献等、栽培漁業の有する多面的機能について広く県民に理解を得るように努める。

#### ②栽培漁業の対象種類と放流数等の目標値（目標年度:H26）

区分	魚種名	放流数量	放流時の大きさ
魚類	マダイ	1,000千尾	全長70mm
	ヒラメ	700千尾	全長80mm
	アカアマダイ	10千尾	全長70mm
貝類	アワビ	500千個	殻長30mm

委員からは、親魚を獲り残すことに関する詳細や放流効果調査について意見・質問が出されました。またアワビの種苗生産が今後隠岐で行われないこと、但し中間育成は今後も行うことが県から説明されました。

【協議の結果】委員会として異議なしの回答がされました。

### 3. 隠岐支庁水産局長専決漁業許可取扱方針の一部改訂について（協議）

#### ①なまこけた網漁業

海士町漁協管内のナマコけた網漁業とイワガキ養殖漁業との間に漁場競合問題が生じたことから、許可取扱方針を一部改訂することについて協議されました。

【改訂に至った経緯】

- ・今まで養殖業者の同意を得ながら、イワガキ養殖の漁業権が設定されている区域でも操業してきた。
- ・海士町では将来的にイワガキの増産を目指しており、今後施設の設置面積の増加等が予想される。
- ・区域の内外どちらでも、養殖施設面積を増加するにしたがい、ナマコ桁曳網の漁場が非常に狭くなり、漁獲量の減少が懸念される。

【改訂案】

- ・ナマコ漁場面積の拡大やイワガキ養殖面積の縮小は現実的には困難。
- ・本土側のナマコけた網漁業の操業期間が11月1日～翌年4月30日までということに着眼し、隠岐の操業期間も現行の10月1日～翌年3月31日から本土側と同様の11月1日～翌年4月30日までに改め、従来操業できなかった4月を含めることにより、漁獲量増加につなげる。

〈手続り第3種漁業（なまこけた網漁業）の許可取扱方針（案）〉

小型機船底びき網漁業	漁業種類	手續第3種漁業（なまこけた網漁業）
	使用船舶の上限等	総トン数5トン未満
操業区域	自町村地先海域。ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日前の旧市町村地先海域とする	
操業期間	11月1日から翌年4月30日まで	
制限又は条件	(1)なまこ以外を採捕の目的としてはならない。 (2)共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は、当該漁業権者の同意を得なければならない。	

## ②たこかご漁業

[改訂に至った経緯]

- ミズダコを対象とした漁業で、これまで水産技術センターやJFしまね西郷支所、海士町漁協の延縄漁業者に対して試験操業許可を発給し、漁獲状況等の調査を実施してきた。
- 平成22年3月の隱岐海区漁業調整委員会にて、複数の委員より漁業の採算が取れないとして、使用可能かご数の増加など制限又は条件の緩和について要望が出された。

[改訂案]

- 現在の漁具数(2連60かご)について特に根拠は無い。
- かご数及び連数については、漁業者の要望数が1連50個の4連で合計200個であり、総トン数5トン~10トン未満船の操業を想定した収支状況をみると、200かごが収支がプラスに転じる境界であったことから、使用することが出来る連及びかご数の限度を4連及び200かごにすることにより、漁獲量増加につなげる。
- 他の漁業との調整では、バイかご漁業は漁場が競合しないことから問題無し。但し、航路上に漁具が設置されることから、航行の邪魔にならないよう標識等を適切に設置する旨の要望あり。

〈たこかご漁業の許可取扱方針(案)〉

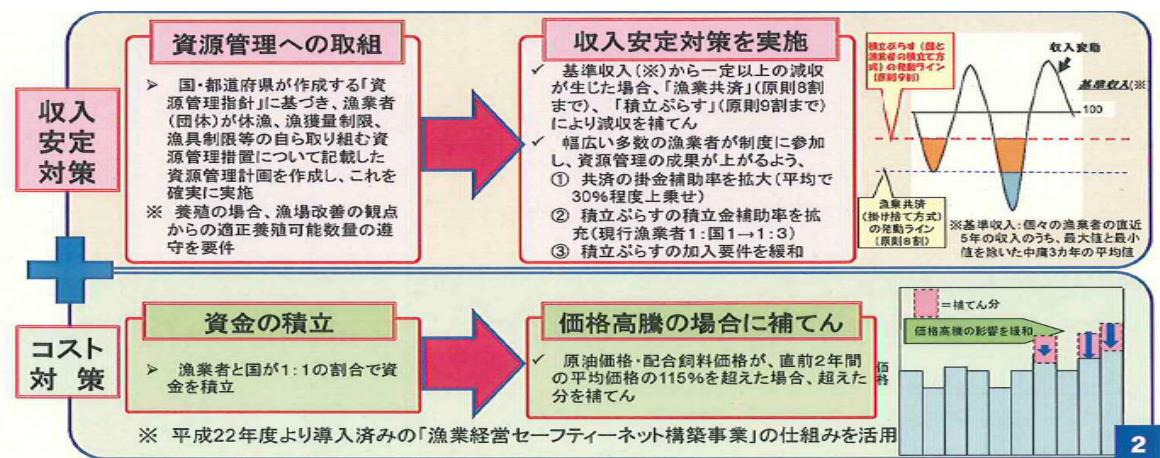
現行の許可内容及び制限又は条件	たこかご漁業の許可取扱方針(案)
漁業種類	たこかご漁業
操業区域	隱岐島周辺5海里以内の海域(ただし島前湾内を除く)
操業期間	(A)9月1日から翌年3月31日まで (B)9月1日から翌年8月31日まで
制限又は上限	(1)共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は、当該漁業権設定者の同意を得なければならない。 (2)使用することが出来る連及びかご数の最高限度は4連及び200かごとする。 (3)水深120メートル以深の海域で操業してはならない。 (4)たこ以外を採捕の目的としてはならない。 (5)漁具一連ごとに両端に標識を付けなければならない。  ア. 打ち始め 一連ごとに白色の点滅灯と、方45センチメートル以上の赤旗を海面上2メートルの高さに付ける。 イ. 打ち終わり 一連ごとに赤色の点滅灯と、方45センチメートル以上の赤旗を海面上2メートルの高さに付ける。 ウ. 浮き樽について 浮き樽には、船名、根拠地港名を記載する。

委員からはそれぞれの許可件数や刺し網とナマコけた網の漁場競合について意見、質問が出されました。  
水産局からは、それぞれの件数(なまこ:数十件、たこかご:4件)について回答がされました。また漁場競合については、いつでも相談に乗るという回答がされました。

【協議の結果】改訂案について異議なしの回答がされました。

## 4. 資源管理・漁業所得補償対策の概要について(報告)

国民への水産物の安定供給を図るために、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせた総合的な所得補償制度について概要説明がされました。



## ◎ポイント

- 資源管理に取り組むことにより、共済制度の掛け金について国が今までより補助金を上乗せするという制度。
- 島後では11月29日、島前では12月9日、12月10日に説明会を開催済み。

## 5. クロマグロを取り巻く最近の情勢について(報告)

近年、国際社会において高い関心が集まっているクロマグロの資源管理について状況報告がありました。

- 国際世論は非常に厳しい。大西洋クロマグロについては、先般、大西洋まぐろ類保存国際委員会にて、本種の国際取引や公海からの持ち込みを禁止すべきとの提案までされました。(提案は否決)
- 太平洋クロマグロは、全漁獲量の7割強が日本による水揚げであり、また他国(韓国やメキシコ等)によつて漁獲されたものの多くが日本に輸出されており、日本にとって非常に重要な資源である。
- 今後日本は積極的に資源管理をして、調査研究を行うことを宣言している。
- 平成22年7月29日海士町で説明会実施。

～国内におけるクロマグロ資源管理について検討状況～

沖合漁業管理	沿岸漁業管理	養殖業
大中型まき網漁業を対象として、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等、漁獲実態に応じた適切な管理措置を導入	曳き網等の自由漁業を対象として、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化	漁業権の漁業種類を「クロマグロ養殖」と特定して養殖場を登録するとともに、養殖業者に対して養殖実績報告の提出を義務化

## 6. いか釣りLED試験操業について(報告)

海士町漁協より、LED集魚灯を用いたいか釣り漁業の試験操業の要望がありました。従来のメタルハライド電球と比較したところ、消費電力、明るさを示す数値共に小さくなっていることから、1パネルが1灯に相当するものとして許可を発給され、その結果について中間報告がされました。

①漁獲量 試験船: 平均27箱(他船の89%)

他船: 平均30箱(試験船から1マイル以内での操業船)

②燃油使用量 大きな変化無し。

### ◎考察

- LED集魚灯を使用した場合、水揚げは他船と比較して89%と若干低くなかった。LED集魚灯(1パネル)と、従来のメタルハライド集魚灯(1灯)を比較した際に、明るさを示す指標(ルクス、カンテラ、ルーメン)がいずれもLEDのほうの値が小さく、明るさ的には暗いということを示している。このことを考慮すれば比較的良好な集魚能力ではないかと推察される。
- LED集魚灯は耐用年数が10年程度といわれており、従来のもの(1年で交換)に比べランニングコストも優れていることから、長期的な経済効果についても検証していくことが必要。
- 引き続き漁獲状況や燃油使用状況を把握し、効率的な操業方法を模索していく予定。

## 7. 地びき網漁業許可申請について(報告)

五箇久見地区から、過去に同地区で実施していた「鯛網」を再び実施したいとの要望がありました。このことについて、どのような漁法であるか並びに許可区分等について隠岐支庁水産局より報告がされました。

### 「鯛網」とは

- 2隻(2.5トン程度)で網を打ち廻し、岸近くまで網の両端を持って行き、陸上に固定したアンカーで船を固定して曳網する。もう1隻で網成りの調整等を行う。
- 曳網する船から陸上にアンカーを打って固定することから、鯛網は地びき網漁法と判断。
- 隠岐管内では第3種共同漁業権での地びき網漁業は設定されていないため、知事許可による申請を行う。

委員の中に昔鯛網漁業を行っていた方がおり、当時の状況についての話もありました。とにかく地先での調整を徹底するようにとの意見もだされました。

### おわりに

◎この度の東日本大震災によって被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

### 連絡先

隠岐支庁水産局内  
隠岐海区漁業調整委員会事務局  
Tel: 08512-2-9669  
Fax: 08512-2-9674